

## **市議会 12月定例会 行政報告（12月5日）**

市議会 12月定例会に当たり行政報告いたします。

### **新発田地区救急診療所における令和8年度以降の診療日及び診療科目の変更について**

新発田地区救急診療所における令和8年度以降の診療日及び診療科目の変更について、ご報告をいたします。

当診療所は、平成23年4月に現在の県立新発田病院前に建設され、当地域の第一次救急医療施設として、休日・夜間等の急病患者の診療が行われてまいりました。

現在、当診療所の管理者である下越福祉行政組合が、下越総合健康開発センターを指定管理者に指定し、新発田北蒲原医師会の全面的な協力のもと、内科・小児科については、平日夜間、土曜日夜間、日曜日・祝日において、外科については日曜日において、診療を実施してきたところであります。

このような中、11月27日に開催された下越福祉行政組合議会において、当診療所の令和8年度からの診療体制が、内科・小児科の平日夜間の診療を、インフルエンザ等の感染症が流行する12月から翌年2月の期間のみに縮小するとともに、外科の診療を廃止するとの報告がなされ、今後、手続きが進められることとなりました。

市いたしましては、市民の皆様の安心安全な医療体制を確保するため、これまでどおり通年の診療継続を求めてまいりましたが、昨今の医師の高齢化による医師不足から出務可能な医師が大幅に減少しているとのことであり、医師の負担と地域医療の維持を鑑みれば、下越福祉行政組合の管理者として、そして市長として、当診療所の診療体制の変更を受け入れざるを得ないと結論に至りました。

なお、これまでの実績として、平日夜間の内科・小児科1日当たりの平均受診者数は6名弱、休日の外科1日当たりの平均受診者数は5名前後であります。

この診療体制の変更に伴い、市民の皆様には、診察のない時間帯においては県立新発田病院等で受診いただくこととなります。同病院からは、診療体制に影響はなく、対応可能との意見があったと医師会を通じて報告をいただきており、市民の皆様への影響は、少ないものと推測しております。

いずれにいたしましても、新発田北蒲原医師会をはじめとする関係医療機関、関係市町等と連携を密にし、令和8年度の変更に向けて事前の周知を行うとともに、かかりつけ医を持ち、できるだけ診療時間内に受診することなど勧奨を行い、市民の皆様が引き続き安心して受診できる医療体制を維持できるよう努めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。